

第4章 市全域で進める景観づくり

市全域で景観づくりを進めるにあたり、まず、市全域を対象として、良好な景観の形成に関する方針と、共通して守るべき基準を設けます。さらに、景観に与える影響の大きい行為については、届出制度による実効性の高い景観づくりを行います。また、景観上重要な建造物や樹木を保全し、景観づくりにいかしていくための方針などを定めます。

この第4章の市全域で進める景観づくりは、景観法第8条第1項の規定による景観計画として位置づけます。

1. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

市全域を法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域として定め、景観づくりを進めます。



2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

第3章の3で設定した景観類型ごとの景観づくりの基本方針を、法第8条第3項に基づく良好な景観の形成に関する方針として位置づけます。

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

平塚らしい良好な景観を形成するため、市全域で共通する基準と景観類型別の基準を定めま
す。また、景観に与える影響の大きい建築物や工作物の新築、増築、改築、外観を変更するこ
ととなる修繕などの行為、及び開発行為については、法に基づく届出の対象とします。

(1) 景観形成基準

法第8条第2項第2号に基づき、市全域で共通して守るべき景観づくりの基準と景観類型別
の景観づくりの基準を次のとおり定めます。

共通基準

項目	景観形成基準（共通基準）				
土地・敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。 ・敷地内の緑化に努めること。 ・道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうまいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。 ・敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成に努めること。 				
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインに努めること。 				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。 ・建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で、下表のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>YR から 5Y までの色相（5Y を含む）</td> <td>彩度 6 以下</td> </tr> <tr> <td>R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相</td> <td>彩度 2 以下</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">注1) 見付面積の5分の1以下のアクセント色はこの限りではない。 注2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。 注3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとするよう努めること。 	YR から 5Y までの色相（5Y を含む）	彩度 6 以下	R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下
YR から 5Y までの色相（5Y を含む）	彩度 6 以下				
R、5Y から 10Y（5Y を含まない）、GY、G、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下				
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみに配慮した配置や規模、デザインに努めること。 ・露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽などで囲むよう配慮すること。 				
広告物 ・看板	<ul style="list-style-type: none"> ・極力規模を抑えるよう心がけること。 ・周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインに努めること。 				

景観類型別基準

系	景観類型	景観形成基準（景観類型別基準）
自然系	丘陵地景観	・緑の連続性を確保するため敷地の緑化を図るとともに、周辺の山並みとの調和に配慮し、稜線を遮ることのないよう配慮した高さやデザインに努めること。
	田園景観	
	河川景観	・河川の緑の景観と連担した、敷地の緑化を図るとともに、周辺景観との調和に配慮した高さやデザインに努めること。
	海岸景観	・松林や海岸風致の景観と連担した、海岸周辺の緑地を保全するとともに、周辺景観との調和に配慮した高さやデザインに努めること。
都市系	住宅地景観	・敷地内の緑化に努めること。 ・街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。
	工業地景観	・沿道の緑化に配慮し、街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。
	商業地景観	・まちかどの広場の創出に努め、シンボルツリーなどの植栽による緑化に努めること。 ・地域の個性をいかしたにぎわいと統一感のあるデザインに努めること。
	公共施設景観	・開放感と統一感のある施設配置に努め、街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化に努めること。 ・地域の顔として、周辺景観を先導するデザインに努めること。

(2) 届出の対象

以下の行為を「法第 16 条」に基づく届出対象行為として定めます。

届出に際しては、別途定めるガイドラインや景観要素シートなどを活用して協議を行うことで、平塚らしい良好な景観形成を進めます。

- 1 . 高さが 10m 以上又は延べ面積 500m² 以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 2 . 高さが 10m 以上の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 3 . 3,000m² 以上の都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

4 . 景観上重要な建造物の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)

景観上重要な建造物(以下「景観重要建造物」という。)を保全し、良好な景観づくりにいかしていくために、法第8条第2項第3号に基づく景観重要建造物の指定の方針を下表のとおり定めます。

景観重要建造物の指定の方針

外観が景観上の特徴を有し、道路その他公共の場所から容易に見ることのできる建築物のうち、以下のいずれかに該当するもの

- ア 地域の歴史及び文化的景観資源となる建造物
- イ 周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれている建造物

5 . 景観上重要な樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)

景観上重要な樹木(以下「景観重要樹木」という。)を保全し、良好な景観づくりにいかしていくために、法第8条第2項第3号に基づく景観重要樹木の指定の方針を下表のとおり定めます。

景観重要樹木の指定の方針

健全でかつ樹容が美観上特に優れており、道路その他公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するもの

- ア 地域のシンボリック的存在となっている樹木
- イ 周辺地域の良好な景観を特徴づけ、市民に親しまれている樹木

6 . その他の事項 (法第8条第2項第4号関係)

(1) 景観上重要な公共施設の整備等に関する事項

相模川を始めとする河川、海岸、道路、公園など、本市の景観を特徴づける公共施設について、地域の景観形成にふさわしい整備等の基準を別紙「景観重要公共施設」のとおり定めるとともに、今後も必要に応じて、新たな景観重要公共施設の指定を検討します。

(2) 屋外広告物の表示等に関する事項

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出などの効果がある一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。

そこで、周囲から突出した形態や色彩を避けたり、設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、別途定めるガイドラインや景観要素シートを活用し、質の高い屋外広告物の表示などを適切に誘導します。

なお、屋外広告物にかかわる行為の制限については、平塚市屋外広告物条例に基づき実施します。